

【諮問第20号】

川崎縦貫道路調整協議会資料一部非公開の件

2 川 公 審 第 1 5 号

平成2年12月7日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会

会長 山 田 二 郎

公文書の閲覧等請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成元年12月15日付け1川土交第7-3号をもって諮問のありました「川崎縦貫道路計画調整協議会（第1回）及び川崎縦貫道路計画調整協議会幹事会資料」の一部非公開の件（諮問第20号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

(1) 川崎縦貫道路計画調整協議会（以下「協議会」という。）及び同幹事会（以下「幹事会」という。）の会議資料は、つぎに掲げる部分を除いて公開すべきである。

ア 協議会（第1回）資料の4枚目の5行目から7行目の部分及び5枚目の図面のうち国道15号以西の部分

イ 第1回幹事会資料の6枚目から9枚目の全部並びに2枚目、3枚目及び10枚目の各図面のうち国道15号以西の部分

(2) 同事務局会議の議事録及び会議資料は存在しないものと認められるから、これらの閲覧請求を拒否したのは妥当である。

2 請求対象公文書について

(1) 請求のあった公文書の内容

ア 協議会（第1回）資料

イ 協議会（第2回）資料

ウ 協議会（第3回）資料

エ 第1回幹事会資料

オ 協議会規約

カ 協議会委員名簿

(2) 非公開とした部分

ア 協議会（第1回）資料の4枚目と5枚目の部分

イ 第1回幹事会資料のうち、1枚目を除いた部分

(3) 請求はあったが、当該文書は存在しないとして請求が受理されなかったもの
協議会の事務局会議の議事録及び会議資料全部

3 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、不服申立人が平成元年3月8日付けで協議会及び幹事会、同事務局会議に係る資料について公文書閲覧等の請求をしたが、当該請求に対して、

(1) 協議会及び幹事会資料につき、同年10月6日付けで川崎市長（以下「市長」という。）が行った一部非公開処分の取消を、

(2) 事務局会議に係る資料については、その一切が存在しないとして閲覧請求を拒否されたが、その拒否処分の取消を、それぞれ求めるというものである。

4 不服申立人の主張要旨

不服申立人は、公文書閲覧請求をしてから決定までの川崎市の対応や、協議会の性格等に対する意見等を含めて主張を展開するが、本件公文書閲覧請求拒否処分を審査する

観点から、不服申立人の主張を総合すると、以下のとおりである。

- (1) 市長が一部非公開とした情報は、京浜急行大師線の連続立体事業等の計画案であって、同線の新ルート・駅の変更等がその主な内容であり、川崎縦貫道路計画に関する資料はその中には含まれていないことを非公開の理由にあげている。

しかしながら、同線の新ルート・駅の変更が川崎縦貫道路計画と無関係である筈がなく、川崎市議会特別委員会の議事録によっても、川崎縦貫道路のルート決定に深い関係があることは明らかであるから、これを非公開としたことは不当である。

また、川崎縦貫道路のルート決定の一環として京浜急行大師線の新ルートや駅の変更も含めて検討したとすれば、当然に用地面積に影響を与えるものであるから、両者の計画を含めた都市計画の素案として公開されるべきものである。

- (2) 市長は非公開部分を京浜急行大師線の新ルートや駅の変更等に係る情報であるとしているが、その情報であるか否かは甚だ疑わしい。事業者である京浜急行電鉄株式会社や、その利用者の代表者が加わっていない協議会で、民間鉄道事業のルートや駅の変更が検討されたとすれば、その検討自体が越権行為である。

- (3) 市長は平成2年4月19日付け非公開理由説明の補完書で、「非公開部分は国道15号以西のルート・構造についての情報であり、いまだどこにも発表されたことのない素案であり、公開することは関係住民をいたずらに混乱させる」と述べているが、道路建設に関する研究、検討資料などは国民のためのものであり、市民生活に重大な影響をもたらすものであるから、協議会が密室でごく少数の意見によって決定されてはならないものである。協議会の審議自体が公開の場で行なわれるべきことは、主権在民の日本に於ては当然のことであり、また、その会議資料も同様に公開されるべきものである。

- (4) 不服申立人のなした本件公文書閲覧請求に対して、公開された文書は、協議会及び幹事会の資料のみで、事務局会議の資料については一切存在しないという理由で全て開示を拒否されたものである。

しかしながら、事務局会議でも当然に川崎縦貫道路のルートや工法について比較検討がなされたのであるから、その経過等が記された情報が文書として存在する筈である。したがって、事務局会議の資料についてもその全てを公開すべきである。

5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張要旨は以下のとおりである。

(1) 対象公文書について

当初不服申立人から閲覧請求のあった公文書は、昭和60年12月27日から昭和62年6月18日の間に開催された協議会、幹事会、事務局会議の議事録及び会議資料であった。

不服申立人はこの閲覧請求に先行して川崎市議会に対してもほぼ同内容文書の閲覧請求をして、開示文書を得ており、それとの重複を避けるため、実施機関と打ち合わせた結果、閲覧請求をする公文書を下記のものに限定した。また、事務局会議の資料については、一切存在しなかったため、その旨を説明し、結局のところ閲覧請求を受理しない取扱いにしたのであるが、このことは不服申立人も了承したものである。

記

- 1 協議会（第1回）資料
- 2 協議会（第2回）資料
- 3 協議会（第3回）資料
- 4 第1回幹事会資料
- 5 協議会規約
- 6 協議会委員名簿

(2) 協議会、幹事会、事務局等について

協議会及び幹事会は、事業予定者である建設省及び首都高速道路公団、都市計画原案作成者である川崎市、並びに都市計画決定権者である神奈川県との四者で構成され、その下に事務局が置かれ、川崎市及び建設省川崎国道工事事務所の両者が事務局を担当している。協議会及び幹事会の議題及び会議資料はすべて事務局が作成し、準備したものである。川崎市は協議会及び幹事会の構成員として会議に参加し、配布された資料を取得し、管理している。

(3) 事務局会議の議事録及び会議資料の不存在について

事務局会議は、協議会等の協議事項につき必要な資料の準備（収集・作成等）を主たる任務として、川崎市及び川崎国道工事事務所が担当した。また、会議とはいっても、開催・集合等の打合せは電話で連絡しあい、場所も適宜その都度決定し、予め、その議題を決めたり、議事録等も作成していない。さらに事務局が収集・作成した資料は協議会の資料とされ、事務局が独自に保存しておくような資料は一切なかったものである。

(4) 非公開とした理由

非公開とした部分は、協議会、幹事会資料のうち京浜急行大師線の連続立体事業等の計画案（以下「大師線立体事業計画案」という。）に係わるものと、川崎縦貫道路国道15号以西のルート・構造についての情報である。

ア 条例7条1項2号該当性について

非公開とした情報のうち、大師線立体事業計画案に係わるものは、その内容が京浜急行大師線の新しいルート・駅の変更等について検討したものである。これらの情報は未だその基本計画が公表されておらず、今後計画の変更もあり得る未成熟のものである。

特に鉄道事業は、沿線住民の生活及び事業活動に大きな影響を与えるものであって、基本的な計画が明らかにされていない現時点での未成熟情報の開示は、用地取得をはじめ、今後の事業推進に大きな支障をきたす恐れがあり、事業者にとって明らかに不利益をもたらすものである。

イ 条例7条1項3号ア該当性について

(ア) 非公開とした情報のうち、大師線立体事業計画案については、それが川崎縦貫道路の関連事業として検討され、協議会と事業者との間で種々調整が進められている段階の未成熟な情報である。したがって、これを公開することは、当事業の公正・適正な執行を図る上で著しい支障を生ずることになる。

(イ) 非公開とした部分のうち、国道15号以西のルート・構造についての情報は、今後、そのルートや構造について調査検討が進められていくための資料である。このような未だそのルート・構造が確定されていない現時点で公開すると関係住民をいたずらに混乱させるばかりでなく、当事業の計画決定に著しい支障を生じさせる恐れがある。

ウ 条例7条1項3号ウ該当性について

(ア) 非公開とした部分のうち、大師線立体事業計画案は協議会の資料として、その構成員がそれぞれの責務において作成したものを事務局が収集・調整し、会議資料としたものである。

また、その内容は、未だ各構成員からも発表されていないものである。このような情報を公開すると国及び神奈川県との協力関係を著しく損なうものと考ええる。

(イ) 非公開部分のうち、国道15号以西のルート等に関する情報は、そのルートや構造を決定するために、協議会の協議により国等から提供されたものであって、いまだ、どこにも発表されていないものである。このような資料の開示は事業予定者の国等に著しい不利益を与えるとともに、お互いの協力関係を損なうことになる。

6 審査会の判断

(1) 事務局会議の資料の存否について

不服申立人は、事務局会議に係わる資料が不存在の筈がなく、存在するものであるからこれを開示すべきであるとしている。

本件は、不服申立人の事務局会議に係わる資料の閲覧請求に対し、実施機関はその文書が存在しないとして、結局のところ閲覧請求を受理しなかったと主張するものであるが、不服申立人は、本来存在している文書を不存在であるという理由で閲覧請求を拒否されたとし、さらにその開示を求めているのであるから、この実施機関の処理

と不服申立人の主張は公文書閲覧請求拒否処分に対する不服申立と解することができる。したがって、その前提となる右文書の存否について判断する。

当審査会は、右文書の存否判断のため、実施機関の職員（川崎市土木局広域交通対策室主幹）から事務局会議の状況等につき事情聴取をした結果、事務局会議は、協議会等の準備として、同会議に必要な資料の収集及び作成等事実上の作業活動を任務とし、ある事項について審議・決定するというような機関ではないこと、また、「会議」とはいつでも、開催等について、集合の日時、場所等についてはその都度電話で適宜決定し、予め議題を決めたり、会議内容を議事録等で記録することもなかったこと等が認められる。

このように、事務局は協議会等と別に独自に存在する会議機関ではなく、協議会に付属する手足の機関として存在したのであるから、事務局が収集・作成した資料は協議会等の資料として扱われ、事務局は協議会とは別に独自に議事録及び会議資料等の資料を保存していないと認められ、他に事務局が独自に資料を保有していたことをうかがわせるような事情は認めることができなかつた。

したがって、事務局会議の議事録及び会議資料等は一切存在しないとして実施機関が閲覧請求を拒否したことは妥当と判断せざるを得ない。

(2) 条例7条1項2号本文（法人情報）の適用について

ア 条例7条1項2号本文は、「法人等の事業に関する情報」であって、公開することにより「当該法人等の活動利益を害することが明らかであるもの」は、但書に定める場合を除き非公開とすることができるとしている。

本件で非公開とされた部分で法人等の事業に関する情報は大師線立体事業計画案のみであり、その他の部分には法人等の事業に関する情報はない。

イ 右計画案は、川崎縦貫道路計画ルートと京浜急行大師線が交差しながらほぼ並行しているため、協議会が独自に川崎縦貫道路計画の一環として京浜急行大師線の連続立体化を検討し、そのために自主的に作成したものであって、京浜急行電鉄株式会社から提供されたものではない。

また、右計画案は、本件文書のうち既に公開された部分（協議会（第2回）資料の4枚目の図面）等によって明らかにされている情報であり、文書自体は公開したことがないとしても、右計画案の内容は実施機関が主張するような未公表の情報ではない。

大師線立体事業計画案は、法人等の事業に関する情報であるとしても、それが事業主体の京浜急行電鉄株式会社や、都市計画の事業主体によって検討されている計画案ではなく、また既に明らかになっている情報であるから、これを公開しても、それによって当該法人等の活動利益を害するとは認められない。したがって、右計画案は条例7条1項2号本文に該当しないものと判断する。

(3) 国道 15 号以西のルート・構造についての情報

実施機関は、右情報が条例 7 条 1 項 3 号のア及びウに該当すると主張している。

ア 条例 7 条 1 号 3 号アの適用について

条例 7 条 1 項 3 号アが適用されるのは、市と国等との間における「審議・検討等の意思決定過程における情報」であって、公開することにより意思決定に著しい支障を生ずるおそれがある場合である。

本文書の非公開とした部分のうち、川崎縦貫道路の国道 15 号以西のルート・構造が記された文書は、その文書の記載内容から今後川崎縦貫道路 期計画のための検討素案であって、協議会内部においても未だ確定した計画案とは認められない未成熟なものである。このような協議会における意思決定過程の情報を公開すると、道路建設自体が用地取得や、沿線の大気汚染等広範囲にわたる住民の生活に重大な係わりがあるため、住民の不正確な理解や思惑によって、無用な混乱や摩擦を引き起こし、これによって川崎縦貫道路の国道 15 号以西の計画決定に著しい支障をきたすおそれがあると考えられる。

したがって、川崎縦貫道路国道 15 号以西のルート・構造についての情報、すなわち協議会(第 1 回)資料の 4 枚目の 5 行目から 7 行目の部分及び 5 枚目の図面のうち国道 15 号以西の部分、第 1 回幹事会資料の 6 枚目から 9 枚目の全部並びに 2 枚目、3 枚目及び 10 枚目の各図面のうち国道 15 号以西の部分は、条例 7 条 1 項 3 号アに該当するので同号ウ該当性を判断するまでもなく、非公開とした実施機関の処分は妥当である。

(4) 大師線立体事業計画案

実施機関は、右計画案についても条例 7 条 1 項 3 号のア及びウに該当すると主張している。

ア 非公開とした部分には、川崎縦貫道路国道 15 号以西のルート・構造に関する情報を除くと、大師線立体計画案に関する情報の他に川崎縦貫道路のうち、東京湾岸から国道 15 号までの間の計画案が含まれている。このうち、大師線立体計画案に関する情報は事業主体とは関係なく、川崎縦貫道路計画の一環として自主的に検討されたものであり、かつ、既に公表され明らかになっており、また、川崎縦貫道路の東京湾岸から国道 15 号までの間の計画案は既に環境影響評価書等により公表されて確定しているものである。

イ このように既に確定され明らかになっている情報を公開しても、国等との間における公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあるとは認められない。

また、既に確定し、かつ公表されている情報を公開しても国等との協力関係を著しく損なうおそれがあるとも認めることはできない。したがって、大師線立体事業計画案及び川崎縦貫道路のうち、東京湾岸から国道 15 号までの間の計画案は条例 7

条1項3号ア及びウのいずれにも該当しないと判断する。